

松原市立松原第三中学校

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

(1) 基本理念

本校は、障がいのある生徒、経済的困難やひとり親家庭など生活に課題のある生徒、学力に課題のある生徒、自身のルーツが将来社会的差別を受ける可能性のある生徒をはじめ、さまざまな課題を有する生徒一人ひとりの人権を大切にすることを学校づくりの基盤に置いてきた学校である。

「学校が荒れればまず課題の多い生徒から不幸になっていく。そうなってはいけない。」という認識のもと、一人ひとりの生徒たちと教職員との信頼関係を基盤に、生徒の集団づくりを大切にしてきた。

生徒一人ひとりの人権を大切にすることを学校づくりの基盤に置いてきた本校では、「つながりを大切にした集団づくり、及び積極的な生徒指導の確立」を、学校目標の一つとして取り組んでいる。

その中の重点項目として「いじめ・不登校の未然防止、早期対応・解決に向けた総合的な取り組みの推進」を掲げ、「いじめ」に対して「いじめは犯罪であるという立場で、絶対許さない姿勢の明示」「小さなからかい、無原則な行動等を見逃さない教職員の鋭い感性と情報交流」という具体的行動方針を確認している。

「いじめ」は、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、「いじめ」はもちろん、「いじめ」をはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、「いじめ」事象の発生・深刻化を防ぎ、「いじめ」を許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

(2) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどである。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの未然防止と早期発見のための基本的姿勢

三中では上記基本理念のもと、「いじめ」が起きないように「心」や「なかま関係」を育むことをめざし、日々の学校生活を送っている。教職員が日々の学校生活の中で「いじめ」の未然防止に努力するとともに、「いじめ」の早期発見を怠ることがないように、以下に三中の「いじめ」についての考え方を確認する。

たとえ「やっている人」や「やられている人」が「いじめ」ではないと考えていても、教師や周囲の目から見て「いじめ」と判断されれば、それも「いじめ」であるとする。これは「いじめ」につながる行為（“ふざけ”や“おちょくり”）も同様である。

以上の考え方のもと「いじめ」、「いじめ」とみなされる行為、「いじめ」につながる行為に対しては厳しく対応し、状況によっては別室指導や警察への通告など毅然とした指導も検討する。

そのような必要がないよう、「信じ合えるなかまちづくり共同宣言（2007）」のもと、決していじめを許さない三中をめざす。

また、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に対し、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織名 “いじめ”の芽をつみ、心の花を咲かせる委員会（いじめ対策委員会）

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、全体生徒指導担当、人権教育担当、学年運営委員会メンバー担任、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW

(3) 組織の役割

ア	学校いじめ防止基本方針の策定	イ	「いじめ」の未然防止・発見
ウ	「いじめ」の対応・事後継続指導	エ	教職員の資質向上のための校内研修
オ	年間計画の企画と実施	カ	年間計画進捗のチェック
キ	各取組の有効性の検証	ク	学校いじめ防止基本方針の見直し
ケ	その他		